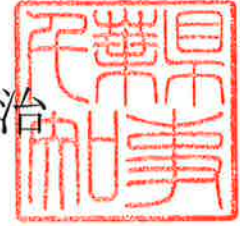


平成27年10月 5日

ワタナベ建設 (株)

渡邊 圭介 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



特定 建設業の許可について (通知)

平成 27 年 9 月 1 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第 3 条第 6 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	千葉県知事	許可 (特 - 27) 第 43786 号
許可の有効期間	平成 27 年 10 月 6 日から 平成 32 年 10 月 5 日まで	
建設業の種類		

土木工事業
大工工事業
屋根工事業
塗装工事業
内装仕上工事業

建築工事業
とび・土工事業
ほ装工事業
防水工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 32 年 9 月 5 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)